

電子マニフェストの 適正利用について

福岡県 環境部 監視指導課

目次

1	電子マニフェストとは	2頁
	- 電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較	
	- 電子マニフェスト運用の流れ（例）	
2	電子マニフェストの交付・登録	5頁
3	処理終了確認	6頁
4	処理終了未報告通知・虚偽報告への対応	7頁
5	措置内容等報告書	8頁
6	福岡県での行政処分事例	9頁
7	問い合わせ先	10頁

1 電子マニフェストとは

マニフェスト制度は、排出事業者が収集運搬業者、処分業者へ委託した産業廃棄物の処理の流れを自ら把握し、不法投棄の防止など、産業廃棄物の適正処理を目的とした制度である。

排出事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、紙マニフェスト又は電子マニフェストを使用しなければならない。



電子マニフェストは、マニフェスト伝票を電子化したもので、**排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が、情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組み。**

- ・ 電子マニフェストは、「事務処理の効率化」、「データの透明性」や「法令遵守」等が図られるため、その普及拡大が進められている。
- ・ 令和2年4月から、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は、電子マニフェストの使用が義務化されている。

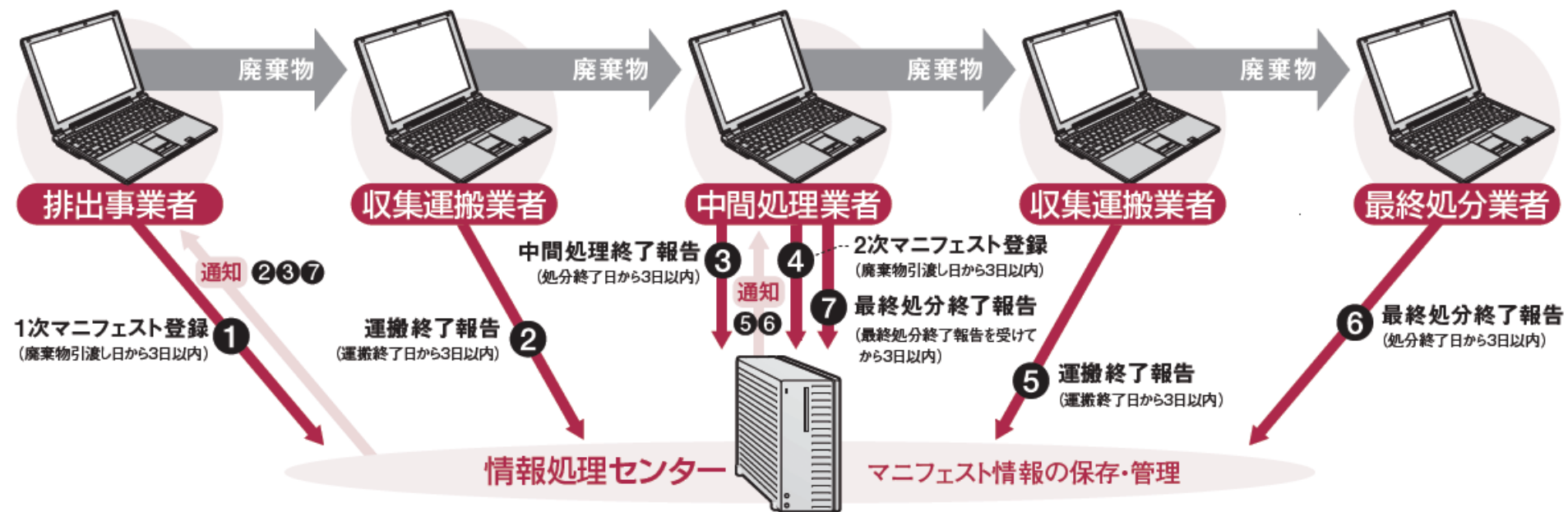
1 電子マニフェストとは

<電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較（排出事業者関係）>

	電子マニフェスト	紙マニフェスト
マニフェストの交付・登録	廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡した日から3日以内（土日祝日及び年末年始を含めない）にマニフェスト情報を情報処理センターに登録	廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡しと同時にマニフェストを交付
処理終了確認	情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知（電子メール等）により確認	①運搬終了報告：B2票とA票を照合して確認 ②処分終了報告：D票とA票を照合して確認 ③最終処分終了報告：E票とA票を照合して確認
マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	①交付したマニフェストA票を5年間保存 ②収集運搬業者および処分業者より送付されたB2票、D票、E票を5年間保存
産業廃棄物管理票交付等状況報告	情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため、報告が不要	都道府県・政令市に自ら報告

1 電子マニフェストとは

<電子マニフェスト運用の流れ（例）>



2 電子マニフェストの交付・登録

- 電子マニフェストを利用する排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合、産業廃棄物を引渡した後、3日以内（休日等を除く）に情報処理センターに登録する必要がある。

- ・ 産業廃棄物の引渡し後3日以内に登録されない場合、産業廃棄物管理票の不交付となり、廃棄物処理法違反となる。
- ・ 電子マニフェストにおいては、排出事業者が登録を行わないと、その後の運搬受託者や処分受託者が終了報告等を行うことができない。
- ・ 適正処理の確保や登録漏れによる法違反を防止する観点から、原則として引渡し後即時に登録することが望ましい。

3 処理終了確認

- 運搬、処分及び最終処分が終了した場合、運搬受託者又は処分受託者が情報処理センターに報告し、情報管理センターから排出事業者に通知される。
- 運搬受託者及び処分受託者から情報処理センターに、登録日から下記の期限内に終了報告がない場合、情報処理センターから排出事業者に通知される。
 - ・ 運搬及び処分終了報告
⇒ 90日以内（特別管理産業廃棄物の場合：60日以内）
 - ・ 最終処分終了報告
⇒ 180日以内

・ 排出事業者は、運搬、処分及び最終処分が終了したことを必ず確認すること。

4 処理終了未報告通知・虚偽報告への対応

- 排出事業者は、情報処理センターから**終了報告がない旨の通知を受けたとき**、及び情報処理センターからの**終了報告が虚偽の内容を含むときは**、次の措置を講じる必要がある。

- 当該産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握すること。
- 生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じること。
- 措置内容等報告書を都道府県知事（政令市長）に提出すること。

5 措置内容等報告書

産業廃棄物管理票交付者及び電子マニフェスト登録事業者は、廃棄物処理法第12条の3第8項及び第12条の5第10項の規定により、以下の事由に該当した場合は、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、産業廃棄物を排出した事業場の所在地を管轄する都道府県知事等に措置内容等報告書を提出する必要がある。

	報告書を提出することとなった事由の区分	報告期限
1	情報処理センターから、収集運搬終了又は処分終了の報告を、登録日から90日（特別管理産業廃棄物の場合は、60日）以内に受けない旨の通知を受けたとき又は最終処分終了の報告を、登録日から180日以内に受けない旨の通知を受けたとき	各期間経過後30日以内
2	収集運搬終了又は処分終了の報告が虚偽の内容を含むとき	虚偽の内容を含むことを知った日から30日以内
3	委託業者（事業の全部を廃止した者も含む）から処理困難通知を受けた場合で、情報処理センターから、当該通知をした委託業者に引き渡した産業廃棄物に係る報告の通知を受けていないとき ※報告の通知を受けている場合は、報告書の提出は不要。	当該通知を受けた日から30日以内
4	委託業者（許可を取り消された者も含む）から処理困難通知を受けた場合で、情報処理センターから、当該通知をした委託業者に引き渡した産業廃棄物に係る報告の通知を受けていないとき ※報告の通知を受けている場合は、報告書の提出は不要。	当該通知を受けた日から30日以内

6 福岡県での行政処分事例（令和5年度）

- 産業廃棄物処理業者による長期間かつ多数にわたる「再委託禁止違反」及び「電子マニフェスト虚偽報告」等が確認された。



当該事業者に対して、

- ・ 産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
- ・ 産業廃棄物処分業の許可の取消し

等の行政処分を実施。

その他、当該事案に関係して「管理票不交付受託」の違反行為が確認された産業廃棄物処理業者に対して、

- ・ 産業廃棄物収集運搬業の全部停止（45日間）
 - ・ 産業廃棄物処分業の全部停止（45日間）
- 等の行政処分を実施。

7 問い合わせ先

○電子マニフェストの利用に関する問い合わせ先

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

サポートセンター

TEL 0800-800-9023

問い合わせフォーム

<https://www.jwnet.or.jp/qa/index.html>

